

浅口市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

令和 7 年 9 月 24 日

条例第28号

浅口市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年浅口市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項及び第 6 条第 1 項第 8 号中「の備考欄」を削る。

第15条中「第12条の 2 第 4 項第 2 号ロ」を「第12条の 2 第 4 項第 3 号ロ」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年12月22日から施行する。ただし、第15条の改正規定は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律(令和 7 年法律第46号)の施行の日から施行する。